

警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例

平成15年3月18日

山口県条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）の災害（死亡、障害、負傷又は疾病をいう。）に係る見舞金の支給について必要な事項を定め、もって協力援助者の功労に報いることを目的とする。

(見舞金の支給)

第2条 知事は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条に規定による給付を行う場合（同法第8条第1項又は第2項の規定により給付の責めを免れる場合を含む。）において、当該給付に係る協力援助者に功労があると認めるときは、この条例の定めるところにより、見舞金を支給することができる。

2 知事は、見舞金の支給を決定するに当たっては、あらかじめ、山口県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、死亡見舞金、障害見舞金及び傷病見舞金とする。

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、協力援助者が警察官の職務に協力援助したことにより死亡した場合に、その遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、別表第1に定めるところによる。ただし、生命の危険が予想されるにもかかわらずこれを顧みることなく警察官の職務に協力援助したことにより、特に抜群の功労があり一般の模範となると認められる者については、死亡見舞金の額は、同表に定める額に当該額に相当する額以内の額を加算して得た額とすることができる。

3 障害見舞金の支給を受けた協力援助者が当該支給に係る協力援助をしたことにより死亡した場合における死亡見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該協力援助者に既に支払われた障害見舞金の額を減じた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、死亡見舞金の支給を受ける遺族が次条第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、死亡見舞金の額は、第2項又は前項の規定による額から当該額の2分の1に相当する額以内の額を減じた額とすることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、協力援助者とその遺族との関係その他の事情から判断して死亡見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるときは、その全部又は一部を支給しないことができる。

第5条 死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫及び祖父母で協力援助者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、協力援助者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前 2 号に該当しないもの

2 前項に規定する者の死亡見舞金の支給を受ける順位は、同項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 死亡見舞金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上あるときは、死亡見舞金の支給は、その人数によって等分して行うものとする。

（障害見舞金）

第 6 条 障害見舞金は、協力援助者が警察官の職務に協力援助したことにより障害（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成 18 年国家公安委員会規則第 2 3 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に定める各障害等級のいずれかに該当する障害をいう。以下同じ。）の状態となった場合に、当該協力援助者に支給する。

2 障害見舞金の額は、別表第 2 に定めるところによる。ただし、生命の危険が予測されるにもかかわらずこれを顧みることなく警察官の職務に協力援助したことにより、抜群の功労があり一般の模範となると認められる者（その障害の程度が同表に掲げる第 7 級以上の等級に該当する者に限る。）については、障害見舞金の額は、同表に定める額に当該額に相当する額以内の額を加算して得た額とすることができる。

（傷病見舞金）

第 7 条 傷病見舞金は、協力援助者が警察官の職務に協力援助したことにより負傷し、又は疾病にかかった場合に、当該協力援助者に支給する。

2 傷病見舞金の額は、別表第 3 に定めるところによる。

（規則への委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第 1（第 4 条関係）

死亡に係る事案についての功労の程度	金 額
特に抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円
抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	18,700,000円

特に著しい功労があると認められるもの	9,000,000円以上 13,600,000円以下
功労があると認められるもの	4,900,000円

別表第2（第6条関係）

障害の程度	障害に係る事案についての功労の程度		
	抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	特に著しい功労があると認められるもの	功労があると認められるもの
第1級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第2級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円
第3級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第4級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第5級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第6級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第7級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円
第8級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
第9級	5,450,000円	2,860,000円以上	1,660,000円

		4,270,000円以下	
第 10 級	4,720,000円	2,460,000円以上 3,670,000円以下	1,450,000円
第 11 級	4,010,000円	2,090,000円以上 3,130,000円以下	1,260,000円
第 12 級	3,310,000円	1,730,000円以上 2,590,000円以下	1,070,000円
第 13 級	2,650,000円	1,380,000円以上 2,090,000円以下	880,000円
第 14 級	2,030,000円	1,080,000円以上 1,620,000円以下	670,000円
備 考 1 障害の程度は、施行規則別表第 2 に定める障害等級による。 2 この表の等級又は金額の決定については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第 7 条第 5 項から第 8 項まで及び施行規則第 2 条第 2 項の規定の例による。			

別表第 3（第 7 条関係）

負 傷 又 は 疾 病 の 程 度	金 額
療養期間 6 月以上の負傷又は疾病	1,200,000円
療養期間 3 月以上の負傷又は疾病	1,000,000円
療養期間 1 月以上の負傷又は疾病	600,000円
療養期間 2 週間以上の負傷又は疾病	400,000円